

# 衛星画像等を活用した経営所得安定対策等に係る現地確認業務の省力化に向けた 実証に関する業務プロポーザル実施要領

## 1. 目的

衛星画像の活用等により、経営所得安定対策等における交付金の対象作物の現地確認作業における地域農業再生協議会等の負担軽減を図るため、民間企業等が有しているノウハウ・企画力等を競争させ、最も適切な想像力、技術力、経験などを有する事業者を選定する

## 2. 委託業務の内容

別添 仕様書のとおり

## 3. 参加要件(参加資格)

プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たすものとする。なお、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1)本業務を実施するに当たって、佐賀県農業再生協議会の要求に応じて即時に来訪し、対応できる体制を整えておくこと。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者)でないこと。
- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなつた者でないこと。
- (5)佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6)農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (7)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4. 実施スケジュール

(1)県ホームページでの公募開始	令和8年2月19日(木)
(2)参加資格確認申請書提出期限	令和8年3月 4日(水) 17時まで
(3)仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年3月 9日(月) 17時まで
(4)提案書等提出期限	令和8年3月16日(月) 17時まで
(5)プレゼンテーション	令和8年3月23日(月) 9時から ※開始時刻変更の可能性がある。
(6)最優秀提案者決定	令和8年3月25日(水)
(7)見積決定(業者決定)通知	令和8年3月27日(金)予定

#### 5. プロポーザルの実施

##### (1)提案書の募集方法

佐賀県ホームページ内にプロポーザルを実施する旨の案内を令和8年2月19日(木)から令和8年3月16日(月)まで掲載する。

##### (2)プロポーザルの参加申込における提出書類

- ①参加資格確認申請書(様式第2号)
- ②誓約書(様式第3号)※①の添付書類
- ③会社概要(パンフレットで可)

提出方法:直接持込又は、郵送(必着)

##### (3)提案における提出書類

- ①提案書送付表紙(様式第4号)
- ②提案書(任意様式)

提案者が所有する素材を使用して作成する。なお、必要に応じて、著作権(著作権法第21条～第28条に定める全ての権利を含む)処理を行うこと。

##### ③添付資料(任意様式)

- ・実施スケジュール案
- ・業務実施体制
- ・業務の実施方針及び手法
- ・業務実績書
- ・見積書(業務内容毎の積算内訳を明示したもの)

提出方法:直接持込又は、郵送(必着)

##### (4)プレゼンテーション(審査会)の開催

日 時:令和8年3月23日(月) 9時から

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

場 所: 佐賀県庁新館10階 農林水産部南西角会議室

実施方法:参加者は事前に提出した提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

1者当たりのプレゼンテーション時間は20分程度(説明15分以内、質疑応答5分程度)とし、参加者側の出席者は3人までとする。

## 6. 審査方法

- (1) 参加者から提出された提案書の審査に当たっては、別に定める審査項目に従い審査を行う。
- (2) 審査基準は、衛星画像等を活用した経営所得安定対策等に係る現地確認業務の省力化に向けた実証に関する業務委託に係るプロポーザル審査要領 別表「評価基準」とする。

## 7. 審査結果の発表

審査結果については、全ての提案者に通知する。

## 8. 費用負担

プロポーザル・提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

## 9. その他

- (1) 提案書は返却しない。
- (2) 提案書は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提案が採用された団体については、佐賀県農業再生協議会と協議のうえ、委託契約を締結するものとする。
- (4) プロポーザルについての問い合わせは、メールで受け付ける。(様式第1号)  
なお、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (5) 本件プロポーザルに掲げる手続きは、令和8年2月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止とする。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。なお、この場合において、本業務の準備に要した費用については一切保証しないものとする。

## 10. 書類提出先及び連絡先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県園芸農産課(佐賀県農業再生協議会 事務局) 森、山崎

TEL 0952-25-7117

E-mail [suiden@pref.saga.lg.jp](mailto:suiden@pref.saga.lg.jp)